

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部 を改正する省令案について

平成 30 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

地域再生法に基づき、地方税（事業税、固定資産税及び不動産取得税）の不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める省令について、同法の改正により、移転型事業[※]に係る支援の拡充が行われることに伴い、財政力要件の緩和、所要の規定の整備を行う。

※ 東京 23 区にある企業の本社機能を地方へ移転する事業

【移転型事業に係る支援の拡充】

- 支援対象地域について、現行の「三大都市圏の中心部を除く全ての地域」を、「首都圏の中心部を除く全ての地域」に拡充（近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加）
- 減収補填措置の対象について、現行の地方税の「不均一課税」に、「課税免除」が追加

2. 主な改正内容

- 移転型事業の対象となる都道府県及び市町村の財政力要件を緩和

（都道府県：財政力指数 0.78 未満 (H24-H26 平均) → 0.85 未満 (H27-H29 平均)
市町村：財政力指数 0.90 未満 (H24-H26 平均) → 0.93 未満 (H27-H29 平均)）

※ 財政力要件は、支援対象外地域の財政力指数の平均を用いており、近畿圏中心部及び中部圏中心部が新たに支援対象地域へ追加となることに伴い見直し。

- このほか、減収補填措置の対象に課税免除が追加となったこと等に
伴い、所要の規定を整備
（「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める等）

3. 施行期日

地域再生法の一部を改正する法律の施行日と同日